

藤沢市辻堂西地域包括支援センター 介護予防支援運営規程

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人いきいき福祉会が開設する、指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という）の適性の運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師等は、利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要支援状態にある高齢者等に対し、介護予防のため効果的な支援を行い、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の保健師等は、要支援状態になった利用者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う。
- 2 事業所の保健師等は、利用者の意欲を高め利用者による、主体的な取り組みの支援を行う。
- 3 指定介護予防支援事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の指定介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 指定介護予防支援事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、介護給付と連続性及び、一貫性をもった、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業指定介護予防支援の事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 藤沢市辻堂西地域包括支援センター
- (2) 所在地 神奈川県藤沢市辻堂西海岸2-1-17 辻堂市民センター内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、当該事業所の従事者の管理及び業務の統括を一元的に行う。

(2) 保健師等 1名以上

保健師等は、介護予防サービス計画の策定を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日～金曜日

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(3) 休業日 土曜日及び日曜日 他 年末年始(12月29日～1月3日)

ただし、電話により24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容等)

第6条

指定介護予防支援の提供方法及び内容に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な介護予防サービス事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用者の自立に向けた目標志向型の介護予防支援業務を行うこと。

(2) 目標の共有と利用者の主体的なサービス利用を図ること。

(3) 将来の改善の見込みに基づいたアセスメントを行うこと。

(4) 利用者が介護保険施設等へ入所又は入居する場合には当該介護保険施設等を紹介すること。

(指定介護予防支援の利用料等)

第7条

指定介護予防支援の利用料等については、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである場合は、利用者の負担は発生しない。

次条に規定する通常の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要した交通費はその実費を徴収する、なお自動車を利用した場合の交通費は1キロメートル当たり50円とする

(通常の実業の実施地域)

第8条

指定介護予防支援の通常の実施地域は藤沢市（辻堂1～6丁目・辻堂西海岸1～3丁目）とする。

(守秘義務または秘密の保持)

第9条

当該事業における安全と信頼の確保

- (1) 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 従事者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。

(緊急時・事故発生時における対応方法)

第10条

- 1 事業所は、サービスを提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに管理者、主治の医師及び家族へ連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、サービスの提供による事故が発生した場合は、市町村、家族、事業所等へ連絡をするとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情・相談)

第11条

- 1 事業所は、サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、市町村及び国民健康保険団体連合会の質問及び照会に応じ、調査に協力するとともに、指導、助言を受けた場合には当該指導、助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所における苦情の受付

苦情や相談は以下の専用窓口で受け付ける。

苦情受付担当者 事業管理者

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時00分

受付方法 電話、面接、書面等

(虐待防止に関する事項)

第12条

1 事業所は、利用者の人権の養護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定する。

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。

(3) 虐待防止のための指針(マニュアル)を整備し定期的に見直しする。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

2 事業所はサービス提供中に従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村へ通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条

事業者の管理者は、指定介護予防支援の質的向上を図るために、保健師等に研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時2ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

附則

この規程(細則)は、平成23年4月1日より施行する。

この規程(細則)は、平成23年7月1日より施行する。

この規定(細則)は、平成24年5月14日より施行する

この規定(細則)は、平成26年7月1日より施行する

この規定(細則)は、平成27年2月1日より施行する

この規定(細則)は、平成27年3月1日より施行する

この規定(細則)は、平成27年3月16日より施行する

この規定（細則）は、平成27年5月1日より施行する
この規定（細則）は、平成27年7月13日より施行する
この規定（細則）は、平成27年8月17日より施行する
この規定（細則）は、平成27年9月1日より施行する
この規定（細則）は、平成27年10月1日より施行する
この規定（細則）は、平成28年2月1日より施行する
この規定（細則）は、平成28年3月1日より施行する
この規定（細則）は、平成28年4月1日より施行する
この規定（細則）は、平成28年5月1日より施行する
この規定（細則）は、平成28年10月10日より施行する
この規定（細則）は、平成30年1月4日より施行する
この規定（細則）は、平成30年5月1日より施行する
この規定（細則）は、平成30年6月1日より施行する
この規定（細則）は、平成31年4月1日より施行する
この規定（細則）は、令和1年5月1日より施行する
この規定（細則）は、令和1年8月1日より施行する
この規定（細則）は、令和2年4月1日より施行する
この規定（細則）は、令和3年4月1日より施行する
この規定（細則）は、令和3年8月1日より施行する
この規定（細則）は、令和3年8月10日より施行する
この規定（細則）は、令和3年10月1日より施行する
この規定（細則）は、令和3年11月1日より施行する
この規定（細則）は、令和4年11月1日より施行する
この規定（細則）は、令和5年1月1日より施行する
この規定（細則）は、令和5年5月1日より施行する
この規定（細則）は、令和5年12月13日より施行する
この規定（細則）は、令和6年1月1日より施行する
この規定（細則）は、令和6年4月1日より施行する